学術集会補助金申請書

令和 年 月 日

一般社団法人群馬大学医学部

医学科同窓会刀城クラブ

会 長　 白　倉　賢　二　 殿

申請者（代表者）

所 属

職 名

連絡先（電話） （内線）

E-mail

このたび、下記学術集会を実施するにあたり学術補助金を受けたいので、申請いたします。

記

１．学術集会名

２．学術集会内容等（期日、場所、参加者等）

３．学術委員会規程（下記に添付）

　　　第６条第４項の適用号数(1～9)を記入（自己申告）：　第(　　)号に該当

* 参考にポスター又はパンフレット等のコピーを添付してください。

**【参考】**

**一般社団法人群馬大学医学部医学科同窓会刀城クラブ**

**学術委員会規程（抜粋）**

（学術集会補助金）

第６条　学術集会補助金は、本学同窓会員（名誉並びに特別会員を含む）が主催する国際学術集会及び全国規模の国内学術集会に対し、その費用の一部を補助できるものとする。学術集会とは、全国規模で、群馬県内で行われるものを原則とする。

２　学術集会補助金は、その代表者からの申請に基づき学術委員会で審査し、役員会の議を経て交付の決定を行うものとする。

３　申請は原則として学術集会開催日の1カ月前までに行うものとする。

４　学術集会補助金の額については以下に定める。

（１）国際学術集会で、出席者500人以上の場合は、30万円の補助を行う。

（２）国際学術集会で、出席者500人未満の場合は、20万円の補助を行う。

（３）日本医学会分科会に所属する学会で、出席者500人以上の場合は、30万円の補助を行う。

（４）日本医学会分科会に所属する学会で、出席者500人未満の場合は、20万円の補助を行う。

（５）日本医学会分科会に所属しない全国規模の学術集会で、出席者500人以上の場合は、20万円の補助を行う。

（６）日本医学会分科会に所属しない全国規模・あるいはそれに準ずる学術集会で、出席者500人未満の場合は、10万円の補助を行う。

（７）上記に該当しない出席者500人以上の学術集会の場合は、10万円の補助を行う。

（８）上記に該当しない学術集会以外の個人的な研究会、講習会の場合は、趣意書、予算案を申請時に提出した者に５万円の補助を限度とする。

（9）オンライン開催など、通常の開催形態と異なり、必要経費が異なると思われるものに関しては(1)-(8)をもとに、個別に審議するものとする。

５　受給者は、学術集会終了後、学術集会報告書を速やかに役員会に提出するものとする。

注）申請書の「３」で自己申告をしていただきますが、必ずしも申告どおりの審査結果とはならないことを念のため申し添えいたします。